

たいにい・ぼっくすつうしん

Vol.79

令和3年
10月13日

ヤングケアラーをサポート

日中の暑さは残るものの、日が落ちれば快適温度になることで、深い睡眠がとれるようになりました。少しずつ季節が移ろっていくのを感じる今日この頃です。

先日、ヤングケアラーのコマーシャルを見て衝撃を受けました。ヤングケアラーについてマイナスイメージが強く描写されていたのです。近年よく耳にするようになったヤングケアラーとは、現段階では法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指します。

兄弟が多い環境で育った私は、12歳離れた生まれて間もない妹の面倒をよく見ていたのを覚えています。呼吸器管理の娘が生まれてもなお、両親ともに働くことができるために事業運営を選択し、長女には「妹の面倒を見ることができるようになるんだよ」と、ケアの方法を教えています。

ヤングケアラーとしての経験は、決してマイナスなことばかりではありません。病気や障がいについての知識と理解が深くなることは、その後の人生において大きな糧となるはずで、経験は知識を補い、生活能力が備わります。ポイントは、ヤングケアラーのケアを担うことになった背景、理由、抱えている問題、悩みなどの多面的な状況を理解し、SOSのサインを見逃さないことです。

家庭の課題を家族だけで賄う必要はありません。ヤングケアラーの負担軽減には、社会資源の利用が必要不可欠です。“たいにい・ぼっくす”は家庭の負担軽減を役割とし、ヤングケアラーをサポート（支援）する地域の社会資源の一つです。

たいにい
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております

埼玉県ケアラー支援条例第8条

（ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割）

1 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保の状況、健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

11月の予定

カレンダー作り
（創作）

11月 休業日

3日
6日 7日
13日 14日
20日 21日
23日
27日 28日

